

主要農作物の種子の安定供給品質確保に関する意見書

国は、主要農作物種子法が廃止されても種苗法で補えるとしているが、種苗法は種子を開発した企業の知的所有権を守る法律であり、主要農作物種子法という根拠法がなくなれば、役割を義務づけられなくなった都道府県は、予算措置ができず、いずれ放棄してしまうことが懸念される。

種子の場合、世界の種子市場の7割を占める巨大多国籍企業が参入することになり、日本国内において種子の独占と遺伝子組み換えの米、麦、大豆などの基幹農作物の栽培による環境破壊と国民の健康が脅かされる懸念がある。

また、農業競争力強化支援法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間事業者に提供することを促進している。これは、先代から受け継いできた種子や、今まで国で維持管理してきた品種の情報を民間企業に提供することになる。この情報をもとに開発された品種の知的所有権は、種苗法により民間企業のものとして守られ、種子の公共性が著しく失われる。

また、農業競争力強化支援法には銘柄集約の規定があり、より売れる品種に絞られる懸念があり、少量でも多品種を維持することは、気候変動などによる食糧危機管理から国民を守るために必要である。

種子法廃止に当たり参議院では附帯決議として「都道府県での財源確保」「種子の国外流出禁止」「種子独占の弊害の防止」などが求められている。

主要農作物種子法廃止に際し、国民の食の安全、安心を図り、日本の種子を保全し、安定的な供給と品質を確保する施策措置を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月25日

宮城県美里町議会議長 大橋 昭太郎

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	石田真敏殿
農林水産大臣	吉川貴盛殿